

期間 令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

つながる想い、育てるこころ



相続定期貯金

想い

相続により預金・貯金(当JA以外の金融機関含む)を受け取りになられた日から1年後の月末までにお預け入れいただいた方に ※個人の方に限りです

預入期間

1年(自動継続)

年0.2%

(初回満期日まで)

お預入金額 / 100万円以上で「相続で受け取られたご貯金」の範囲内

【ご利用いただける方】相続により預・貯金(当JA以外の金融機関含む)を受け取りになられた日から1年後の末日までにお預け入れいただく個人の方 【お預け入れ金額】100万円以上、相続で受け取られた預・貯金の範囲内 【お預け入れ期間】1年(自動継続) 【お預け入れ方法】証書式 【対象定期貯金】スーパー定期貯金(単利型) 【適用金利】年0.2%(初回満期日まで適用し、初回満期日以降は継続日における店頭表示金利を適用します) ※お利息には20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税がかかります。 ※この貯金は満期日前解約ができません。やむを得ず期日前解約をされる場合は当JA所定の中途解約利率を適用させていただきます。【確認書類】「金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類」、「お預け入れされる方が相続人であることが確認できる書類」、「相続により引き継いだ預・貯金であることが確認できる書類」が必要です。(遺産分割協議書・相続依頼書・戸籍謄本・遺言書・被相続人名義の解約済み通帳・計算書等)

詳しくは窓口、または渉外担当者までおたずねください。